

前橋市高等職業訓練促進給付金

就職の際に有利で1年以上のカリキュラム修業が必要な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に、「高等職業訓練促進給付金」の支給を行います。

【対象者】前橋市に住所を有し、20歳未満の児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父であって以下のすべての項目に該当する者

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること
- (2) 修業期間が1年以上の養成機関に在籍（通学）し、資格の取得が見込まれること
(通信制も可。ただし履修状況が確認できる場合)
- (3) 仕事と修業訓練、又は育児と修業訓練の両立が困難であると認められるもの
- (4) 高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けていないこと
- (5) 過去に訓練促進給付金の支給を受けていないこと

【対象資格の例】

看護師　　准看護師　　保育士　　介護福祉士　　理学療法士　　作業療法士
歯科衛生士　　美容師　　社会福祉士　　製菓衛生師　　調理師　　等

※令和3年4月1日～令和6年3月31日に修業を開始する者に限り、雇用保険制度の専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練（情報関係の資格に限る）の指定となっている6ヵ月以上の講座も対象となります。

【支給対象期間】

給付金の支給対象期間は、修業期間内の4年間が上限となります。取得予定の資格によって支給期間が変わります。支給期間の例については、別紙をご参照ください。修業最終年次については、支給額が増額されます。支給申請があった月以降、月単位で支給します。

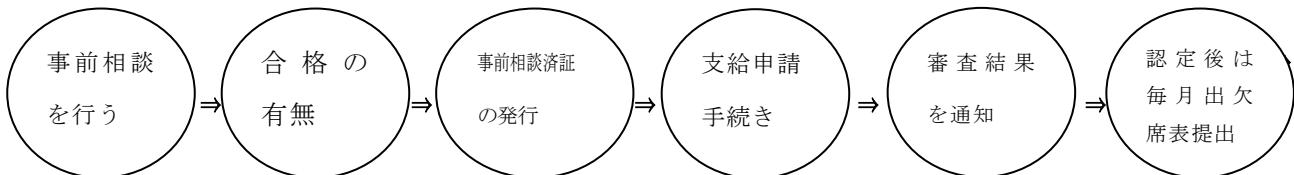
【支給額】

市町村民税非課税世帯：月額 10万円（修業最終年次は月額14万円）

市町村民税課税世帯：月額 7万5百円（修業最終年次は月額11万5百円）



【事前相談・申請から支給までの流れ】



【事前相談】

はじめに前橋市保健センター2階で事前相談（面接）を行います。修業予定養成機関の合格証とカリキュラムが分かるパンフレット等をご持参ください。その際に受給対象かどうかの確認や、家庭状況などについて伺い、事前相談済証を発行します。事前相談をしてからないと支給申請はできません。

【支給申請】

支給申請は、修業の開始月以降に行うことができます。事前相談済証の交付を受けた方は、支給申請時に必ず、相談済証を提出してください。申請書に添付する書類は下記のとおりです。

●申請に必要なもの

事前相談済証

児童扶養手当証書

※ 扶養義務者の所得制限額超過や、遺族年金等の受給を理由に児童扶養手当の支給が受けられない場合も、本人の所得によってはこの給付金の支給要件に該当する場合があります。

在学証明書

養成機関の長が発行するもの。支給申請前30日以内に発行されたものであること。

(できるだけ入校した年月日の記載があるもの)

本人名義の預金通帳

マイナンバーがわかるもの（通知カード、個人番号カード等）

免許証等でご本人確認させていただきます。なお、本人と同居家族の方のマイナンバーもご記入いただきますので、家族の方のマイナンバーも控えておいてください。

●その他

- ・受給期間中は、養成機関が発行する出欠席証明書を毎月ご提出いただきます。履修状況が確認できない月は、支給できません。
- ・修業期間修了後、要件該当者には申請により修了支援給付金が給付されます。
- ・資格喪失事由（次の①～⑤）に該当の場合は、14日以内に書面で届出を行ってください。
 - ①母子父子家庭でなくなったとき（婚姻、事実上の婚姻、子の成人など）
 - ②本人所得が児童扶養手当の所得制限限度額を超えたとき
 - ③前橋市に住所を有しなくなったとき
 - ④養成機関での修業を途中でやめたとき
 - ⑤その他支給要件に該当しないと認められるとき
- ・事情により休学することになった場合も届出が必要です。
- ・偽りその他不正な手段により支給を受けた場合には、既に支給を受けた金額の一部または全額を返還していただきます。

問い合わせ

前橋市保健センター（前橋市朝日町三丁目36-17）

こども支援課 電話：027-220-5701